

理 由 書

(1) 当該地区の概要

当該地区は、本市中央部に位置し、近接する（都）江南関線から（都）一般国道21号線を経由して東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジまで約8kmの距離にあり交通利便性に優れた地区である。また、（都）江南関線を経由して北へ約5.5kmで関市、南へ約3.5kmで愛知県江南市と隣接市へのアクセスにも優れており、新たな企業の積極的な誘致を図る工業専用地としての土地利用を進めている。

(2) 当該地区の位置付け

各務原都市計画区域マスタープランでは、「岩石採取により山容を変えている各務山は、都市の景観に配慮し、関連計画との調整を行いながら、開発と調和した緑化を推進します。」とされており、各務原市総合計画では、「生活に潤いをもたらす景観や自然環境の保全といった質の高いまちづくりによって、地域に対する誇りや愛着を育む魅力ある都市空間を創出します。」としている。各務原市都市計画マスタープランでは、「新たな大規模開発や土地区画整理事業が行われる場合は、景観計画による良好な景観形成を進めていく。」としており、各務原市景観計画でも各務山地区は、「良好な景観形成を積極的に推進していく地区」として景観地区の候補地として位置付けている。

(3) 当該都市計画の必要性

本地区は、各務山地区基本構想で分けられた6つの区域のうち、事業化されている「第1工区1期」と事業化を見込む「1工区2期」を対象としたものであり、先行して各務原市都市景観条例に規定する重点風景地区に指定されており、各務山と調和した良好な景観の創出が望まれるため、今後は景観法による規制を持って、良好な景観形成を積極的に推進していくために、同地区を景観地区に指定するものである。